

静岡県がんセンター局管理規程第7号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の特例措置に関する規程をここに制定する。

令和7年12月25日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 堀川 俊

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の特例措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第4条に規定する管理職手当の支給に関する特例措置に關し必要な事項を定めるものとする。

(特例を受ける職員)

第2条 管理職手当の支給に関する特例措置の適用を受ける職員（以下「特例職員」という。）は、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）第5条第1項の規定により管理職手当を支給される職員（給与規程別表第5区分の欄における4種の職に任命されている職員を除く。）とする。

(管理職手当の特例)

第3条 特例職員が給与規程第4条の規定により令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に支給されるべき管理職手当は、給与規程別表第5の2中アの表管理職手当の額欄に掲げる額、イの表管理職手当の額欄に掲げる額、ウの表管理職手当の額欄に掲げる額、エの表管理職手当の額欄に掲げる額及びオの表管理職手当の額欄に掲げる額から、それぞれ当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、その他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当については、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

(静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の特例措置に関する規程の廃止)

2 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の特例措置に関する規程（平成25年静岡県がんセンター局管理規程第6号）は、廃止する。

(この規程の失効)

3 この規程は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。